

元消第210-3号  
令和2年1月7日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局  
消防防災安全課長  
(公印省略)

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)  
の一部を改正する規程について

令和元年12月20日付け20191206保局第1号で経済産業省大臣官房技術総括・  
保安審議官から通知がありましたので、通知します。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	技師 横溝 秀明
連絡先	〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail yokomizo-hideaki@pref.ehime.lg.jp

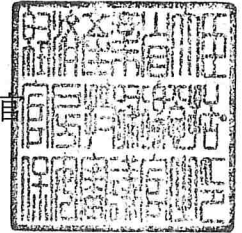
経済産業省

20191206保局第1号

令和元年12月20日

愛媛県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
の一部を改正する規程について

上記の件について、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について  
（内規）（20170718保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改  
正したので通知します。



○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第1号） 新旧対照表  
 （改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改正後		改正前	
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）		高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	
制定	20170718 保局第1号 平成29年 7月25日	制定	20170718 保局第1号 平成29年 7月25日
改正	20171102 保局第2号 平成29年11月15日	改正	20171102 保局第2号 平成29年11月15日
	20180323 保局第4号 平成30年 3月30日		20180323 保局第4号 平成30年 3月30日
	20181105 保局第1号 平成30年11月14日		20181105 保局第1号 平成30年11月14日
	20181210 保局第1号 平成30年12月27日		20181210 保局第1号 平成30年12月27日
	20181225 保局第2号 平成31年 1月11日		20181225 保局第2号 平成31年 1月11日
	20190308 保局第1号 平成31年 3月15日		20190308 保局第1号 平成31年 3月15日
	20190325 保局第1号 平成31年 3月29日		20190325 保局第1号 平成31年 3月29日
	20190418 保局第1号 平成31年 4月22日		20190418 保局第1号 平成31年 4月22日
	20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日		20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日
	20191021 保局第1号 令和 元年11月12日		20191021 保局第1号 令和 元年11月12日
	20191206 保局第1号 令和 元年12月20日		20191021 保局第1号 令和 元年11月12日
(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第11条関係 第1項第5号ただし書中「貯蔵設備の貯蔵能力」は、第2条関係の「第1項第9号中貯蔵設備の貯蔵能力について」の解釈と同様であり、当該製造施設の貯蔵設備の貯蔵能力で判断するものである。 なお、事業所内に容器又は容器以外の貯蔵設備が2以上ある場合において、法第16条の解釈に基づき合算した高圧ガスの容積が300立方メートル以上となる場合には、法第16条又は第17条の2の貯蔵所の適用を受け、結果として第7条の3第2項第4号の基準の適合が必要となるので留意すること。		(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第11条関係 本条は、第二種製造者のうち1日に製造をするガスの容積が30立方メートル以上の者における法第12条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2項の経済産業省令で定める技術上の基準が、第一種製造者と同様の基準であることを示しているものである。	

○ 経済産業省令 第百五十四号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十二条第一項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※表（新旧対照表）を挿入

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>(処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者に係る技術上の基準)</p> <p>第十一条 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 [略]</p> <p>五 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のもの限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ。）である製造施設にあつては、第七条の三の基準に適合すること。ただし、同条第二項第四号の基準の適合については、貯蔵設備の貯蔵能力が三百立方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>六・七 [略]</p> <p>2) 前項第五号ただし書の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガスであるときは、質量十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなす。</p>	<p>(処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者に係る技術上の基準)</p> <p>第十一条 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 [略]</p> <p>五 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のもの限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ。）である製造施設にあつては、第七条の三の基準に適合すること。</p> <p>六・七 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	